

平成26年(厚)第376号 遺族厚生年金不支給処分に対する再審査請求事件(以下「甲事件」という。)

平成26年(厚)第386号 未支給老齢給付不支給処分に対する再審査請求事件(以下「乙事件」という。)

平成26年12月25日

主文

- 1 甲事件について
本件再審査請求を棄却する。
- 2 乙事件について
本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

甲事件及び乙事件再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、次のとおりである。

1 甲事件

老齢厚生年金の受給権者(亡)Aに係る遺族厚生年金の支給を求める。

2 乙事件

老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権者(亡)Aに係る国民年金の未支給年金及び厚生年金保険の未支給保険給付の支給を求める。

第2 事案の概要

1 甲事件

本件は、厚生労働大臣が、老齢厚生年金の受給権者であった(亡)A(平成○年○月○日死亡。以下「A」という。)の内縁の妻であると主張する請求人が平成○年○月○日にした遺族厚生年金の裁定請求に対し、同年○月○日付で、「遺族の範囲には該当しないため(婚姻関係と同様の事情にある者と認められない)」として、Aに係る遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分甲」という。)をしたところ、請求人が原処分甲を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした事案である。

2 乙事件

本件は、厚生労働大臣が、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権者であったAの内縁の妻であると主張する請求人が平成○年○月○日にした老齢基礎年金の未支給年金及び老齢厚生年金の未支給保険給付の支給請求に対し、同年○月○日付で、「さきに、あなたから請求のありました下記受給権者(注：Aを指す。)の死亡に係る国民年金未支給年金、厚生年金保険未支給保険給付については、国民年金未支給年金、厚生年金保険未支給保険給付を請求できる遺族の範囲(受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹)に該当しないため支給されませんので通知します。」として、未支給年金及び未支給保険給付を支給しない旨の処分(以下「原処分乙」という。)をしたところ、請求人が原処分乙を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした事案である。

第3 当審査会の判断

【甲事件についての判断】

- 1 老齢厚生年金の受給権者が死亡したとき、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族が配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持した者であることを要し、かつ、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外でなければならないとされている(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10並びに「生計維持関係の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。
- 2 本件においては、Aが平成○年○月○日に死亡したこと、Aがその死亡の当時、老齢厚生年金の受給権者であったこと及びAには婚姻の届出をした妻である利害関係人がいたこと並びに請求人がAの死亡当時、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外

の者であることは請求人と保険者との間で争いがなく、本件記録によってもそれらの事実を優に認めることができる。したがって、本件の争点は、請求人がAの死亡当時、Aによって生計を維持した者でないかと認められるか、否かということになる。

- 3 遺族厚生年金の受給要件たる生計維持関係の認定に当たっては、認定基準により取り扱われるところ、認定基準によると、遺族厚生年金の受給権者である配偶者（厚年法第3条第2項により、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含まれる。）に係る生計維持関係の認定については、生計維持関係等の認定日において生計同一要件及び収入要件を満たす場合に受給権者と生計維持関係があるものと認定するものとされているが、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではないとされている。そして、厚年法第3条第2項所定の婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、すなわち「事実婚関係にある者」とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、(1) 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、及び、(2) 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存することが必要であるとされている。

そして、認定基準は、届出による婚姻関係にあるものが重ねて他の者と内縁関係にある場合（以下、このような事実関係を「重婚的内縁関係」という。）の取扱いについては、「婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、従って、届出による婚姻関係がその実体を全く

失ったものとなっているときに限り、内縁関係にあるものを事実婚関係にある者として認定するものとする。」とされている。

そして、①「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には、次のいずれかに該当する場合等が該当するものとして取り扱うこととされている。

ア 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止している」と認められるが戸籍上離婚の届け出をしていないとき

イ 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき

さらに、②「夫婦としての共同生活の状態にない」といい得るためには、次に掲げる全ての要件に該当することを要するものとされている。

ア 当事者が住居を異にすること

イ 当事者間に経済的な依存関係が回復して存在しないこと

ウ 当事者間の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が回復して存在していないこと

- 4 本件においては、Aは、その死亡の当時、利害関係人と法律上の婚姻関係にあったのであるから、Aの内縁の妻であると主張する請求人については、Aと利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたときに限り、請求人をAと事実婚関係にある者として認定することができることになる。そこで、まず、Aと利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたか、否かについて検討するに、本件各記録によると、Aと利害関係人との婚姻関係の経緯として、次の事実が認められる。

(1) 「略」

(2) 「略」

(3) 「略」

- (4) 「略」
- (5) 「略」
- (6) 「略」
- (7) 「略」
- (8) 「略」
- (9) 「略」
- (10) 「略」
- (11) 「略」
- (12) 「略」
- (13) 「略」

5 上記4の各認定事実を総合すると、Aは、平成〇年〇月〇日、請求人と連絡を取り合った上、利害関係人を含む家族と居住していた〇〇市の自宅を出て、〇〇市内の請求人建物の2階の部屋に居住し、その後、同建物の1階で請求人との同棲生活を送るようになり、それまで利害関係人が管理していたAの年金についてその受取口座を変更し、利害関係人が引き出せないようにして、同居・協力扶助義務の履行を明確に拒絶して、利害関係人を悪意で遺棄したものであり、そのため、利害関係人の収入は、自らの老齢基礎年金（月額約〇万円）のみとなったことが認められるのである。

しかして、認定基準によると、「① 届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には、「ア 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届け出をしていないとき」及び「イ 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき」のいずれかに該当する場合等が該当するものとして取り扱うこととされており、さらに、「② 夫婦としての共同生活の状態にない」といえるためには、「ア 当事者が住居を異にすること」、「イ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在しないこと」及び「ウ 当事者間の意思の疎通をあらわす音信又は訪問等の事実が反復して存在

していないこと」の全ての要件に該当することを要するものとされていることは上記説示のとおりである。本件についてこれを見るに、本件各記録を精査しても、Aが利害関係人との間で離婚の合意をしていた事実は認められないのであり、上記認定事実から、離婚の合意をしていたことを推認することもできないから、本件は、上記①のアには該当しない。次に、上記①のイに該当するかどうかについて検討するに、上記認定事実によると、Aと利害関係人は、Aの悪意による遺棄により、住居を異にしており、経済的な依存関係も意思の疎通をあらわす音信又は訪問等の事実も反復して存在していないことが認められるから、夫婦としての共同生活の状態にないといえる。しかしながら、Aは、平成〇年〇月〇日まで自宅近くのa病院に入院し、同日退院して〇〇市の自宅に戻って利害関係人を含む家族と同居して自宅療養していたところ、同年〇月〇日に出奔して利害関係人と別居するに至り、それから約2年後の平成〇年〇月〇日に死亡したのであって、Aの悪意の遺棄により夫婦としての共同生活が行われていない状態は約2年間であるから、本件が、上記①のイの「一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき」には該当しない。

6 そして、認定基準によれば、重婚的内縁関係の取扱いについては、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にあるものを事実婚姻関係にある者として認定するものとされているところ、Aと利害関係人の届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとはいえないのであるから、請求人は、厚年法第3条第2項所定の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に該当せず、同法第59条第1項

所定の遺族厚生年金を受けることのできる遺族には該当しない。

【乙事件についての判断】

- 1 老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付及び保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる（国民年金法（以下「国年法」という。）第19条第1項、厚年法第37条第1項）。そして、ここにいう「配偶者」には、婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとされている（国年法第5条第8項、厚年法第3条第2項）。
- 2 そして、認定基準によれば、国年法第5条第8項、厚年法第3条第2項所定の婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、すなわち「事実婚関係にある者」とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであるが、重婚的内縁関係の取扱いについては、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、したがって、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にあるものを事実婚関係にある者として認定するものとされていることは、甲事件において説示したとおりである。
- 3 これを本件についてみるに、Aと利害関係人の届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているといえないことは、甲事件における認定及び説示から明らかであるから、請求人は、国年法第5条第8項、厚年法第3条第2項所定の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に該当せず、国年法第19条第1項及び厚年法第37条第1項所定の老齢基礎年金の

未支給年金及び老齢厚生年金の未支給保険給付の支給を請求することのできる遺族には該当しない。

【結論】

以上の認定及び判断の結果によると、原処分甲及び原処分乙は相当であって、いずれもこれを取り消すことはできず、甲事件及び乙事件についての本件再審査請求は理由がないから、いずれもこれを棄却すべきである。よって、主文のとおり裁決する。